

平成 30 年度 介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

有限会社 コスモス

（事業の目的）

第 1 条

介護職の人材不足等が深刻な問題となり、各介護保険指定事業所では人材の育成・確保が困難な状態が続いている。また将来的な事業拡大に人材不足が危惧される。そこで、弊社では人材の育成・確保等のため介護職員初任者研修修了者の養成を図り、サービス量の確保や高齢化社会等への迅速な対応の一助とする為に、この研修事業を実施する。

（研修名称・課程・形式）

第 2 条

名称 : 介護職員初任者研修

事業者は、第 3 条 2 項の実施事業所において、介護職員初任者研修課程を通学形式により本研修事業として実施する。

（事業者及び事業所の名称・所在地）

第 3 条

1) 事業者名称及び所在地

名称 : 有限会社 コスモス
住所 : 〒370-0864 群馬県高崎市石原町 2216-2
代表者 : 代表取締役 小和田 幾野

2) 実施事業所名称及び所在地

名称 : コスモスグループ研修センター
住所 : 〒379-2154 群馬県前橋市天川大島町 3-23-11
連絡先 : 電話:027-287-3232 FAX:027-287-3222

3) 実施事業所名称及び所在地

名称 : ナーシングホームあい誉研修室
住所 : 〒379-0111 群馬県安中市板鼻 150-1
連絡先 : 電話:027-329-5000 FAX:027-329-6000

（受講対象者）

第 4 条

介護の知識や技能を修得し、その知識を活かして介護に携わりたいと強く希望する下記

(1)～(3)に該当される方

(1)当施設(研修会場)に通学可能な方

(2)本研修終了後 1 年以上、介護職員として働く意思と見込みのある方

(3)研修の日程をすべて受講することが可能である方

（募集期間・研修期間）

第 5 条

募集期間 : 平成 29 年 12 月 25 日(月)から平成 30 年 4 月 6 日(金)

研修期間 : 平成 30 年 4 月 17 日(火)から平成 30 年 9 月 25 日(火)

(受講手続)

第 6 条

- (1) 事業者は、当該受講希望者に対する面接試験を行う。
- (2) 選考の結果、受講者として適切と判断された者については、受講決定通知書を送付される。
- (3) 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修費用は、請求しないこととする。

(研修受講費用)

第 7 条

受講料 59,400 円 (テキスト代、消費税含む)

(研修カリキュラム)

第 8 条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別添付の研修カリキュラムのとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第 9 条

別添付の研修カリキュラムに記載の講師のとおりとする。

(研修科目の免除)

第 10 条

免除は行わないこととする

(研修修了の認定方法)

第 11 条

- 1) 修了の認定は、第 8 条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行なう。
- 2) 修了評価は、第 8 条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行なうこととする。

なお、筆記試験については、100 点を満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

A : 90 点以上	B : 80~89 点	C : 70~79 点	D : 69 点以下
------------	-------------	-------------	------------

- 3) 合格に達しなかった受講者については、再試験を受けることとする。

(遅刻・早退・欠席者等の取扱い、補講に関する負担費用等)

第 12 条

- 1) 理由の如何にかかわらず、遅刻・早退した場合には当該項目を欠席扱いとする。やむを得ない理由で欠席する場合は、研修開始時間の 5 分前までに事業所に連絡をすることとする。
- 2) 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、24 時間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。
- 3) 事業者は、上記 1) 及び 2) の対象者に対して必要な補講を行う。
なお、補講の受講料は、1 時間あたり 1,000 円とし受講者が負担することとする。
また、補講は原則として当社で行うこととするが、やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合、他の事業者の定める受講料を受講者が負担することとする。

(受講者の個人情報管理)

第 13 条

- 1) 事業者は受講者に関する個人情報の記載された書類について、個人情報保護法に基づき鍵のかかるロッカーで保管し、第三者に漏らさないこと。
ただし、研修の課程において必要と思われる情報については、講師、実習施設等へ提供することがある。その際、養成研修事業の目的の範囲内で行うこととする。
- 2) 受講者においても、研修中に知り得た個人情報について個人情報保護法に基づき研修中および研修後に第三者に漏らさないこと。

(申込時の本人確認方法)

第 14 条

受講者は、申込時に運転免許証の原本を提示することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。

運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書の原本を提示または写しの提出をすることとする。

- (1) パスポートの提示
- (2) 戸籍謄本・戸籍抄本若しくは住民票の写しの提出
- (3) 健康保険証の提示

(受講の取消し)

第 15 条

事業者は、次の各号に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 16 条

本学則第 11 条により修了を認定された者に対し、群馬県の承認後、群馬県介護職員初任者研修事業実施要綱第 15 条に規定する(様式第 9 号)の修了証明書を発行する。修了証明書は 3,000 円の手数料にて再発行する。

(修了者名簿の管理)

第 17 条

- 1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、群馬県が指定した様式により群馬県知事に報告する
- 2) 修了証明書の紛失により修了者から再発行の申し出があった場合は、適切に対応することとする。
- 3) 修了者名簿については永年の保管とする。

(その他)

第 18 条

この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

(附則)

第 1 条

この学則は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。